

昭和47年度において講じようとする
公害防止に関する主要施策

目 次

第1章 基本的施策	335
第1節 府公害防止条例の施行	335
第2節 公害防止計画の策定	335
第3節 公害現況等調査の実施	335
第4節 土地利用の適正化に関する施策	336
1 工場の適正分散および集団化の促進	336
2 都市計画の推進	337
第2章 公害防止の諸施策	338
第1節 大気汚染対策	338
1 法律、条例に基づく規制	338
2 新ブルースカイ計画の推進	338
3 光化学スモッグ対策の推進	338
4 自動車排出ガス対策の推進	339
5 大気汚染の常時監視および緊急時措置の実施	339
第2節 水質汚濁対策	340
1 法律、条例に基づく規制	340
2 水質汚濁の常時監視	340
3 下水道整備の促進	340
4 河川汚泥しゅんせつ事業の実施	340
5 廃油処理施設等の整備	340
6 農林水産公害対策に関する調査研究の実施	341
第3節 騒音、振動対策	341
1 法律、条例に基づく規制	341
2 航空機騒音対策の推進	341
3 道路交通騒音対策の実施	342
4 学校防音工事の実施	342

第4節	地盤沈下対策	342
第5節	産業廃棄物処理対策	342
1	産業廃棄物処理計画の策定等	342
2	産業廃棄物処理処分事業の実施	343
第6節	公害による健康被害の防止および救済に関する施策	343
1	健康被害に関する調査研究の実施	343
2	保健所における公害業務の実施	344
3	公害健康被害救済法の施行等	344
第7節	公害防止のための助成	345
1	中小企業者に対する公害防止資金の融資	345
2	学校等の公害防止工事に対する助成	345
3	西淀川地区公害防止緊急対策に対する助成	345
4	市町村の公害防止行政に対する助成	345
5	産業公害防止センター(仮称)の設立に対する助成	346
第8節	公害防止技術の開発および指導	346
1	公害防止技術の開発	346
2	技術講習会等の開催	346
第9節	公害の監視、検査・分析、研究体制の拡充	347
1	公害監視センターの拡充	347
2	公害研究体制の整備調査	347
第10節	その他の公害防止対策	347
1	公害に関する苦情・相談の処理	347
2	大阪府公害審査会の運営	347
3	公害モニター制度の運営	347
4	公害防止管理者等にかかる業務の運営	348
5	公害に関する指導手びき書の作成	348

第1章 基本的施策

第1節 府公害防止条例の施行

昭和46年3月に全面改正され、同年9月から施行されている大阪府公害防止条例(昭和46年大阪府条例第1号)および大阪府公害防止条例施行規則(昭和46年大阪府規則第55号)に基づき、公害の監視、取締り、指導の一そうの徹底を図る。

第2節 公害防止計画の策定

昭和46年5月、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第19条に基づいて内閣総理大臣から策定の指示があった公害防止計画については、プロジェクト・チームが中心となって、これを早急にとりまとめ、内閣総理大臣の承認を受ける。

また、大阪府公害防止条例第9条に基づき、大阪府の地域的特性を十分に考慮した大阪府公害防止計画(仮称)を策定する。

第3節 公害現況等調査の実施

公害対策を推進するためには、公害の現況および公害発生源の動向等を経年的には握る必要があるので、本年度も次の諸調査を実施する。

- (1) いおう酸化物の地域別汚染状況を経年的には握るため、昭和42年度から実施している二酸化鉛法による測定を引き続き実施する(本年度の測定点は283地点、うち大阪市内85地点は大阪市が実施)。
- (2) 降下ばいじんの地域別汚染状況を経年的には握るため、昭和45年度から実施しているダストジャー方式による降下ばいじん量の測定を引き続き実施する(本年度の測定点は282地点)。

- (3) 大気汚染の主因の一つである浮遊ふんじんの実態をは握するため、次の調査を実施する。
- ア 昭和43年度から実施している浮遊ふんじんの総量および質(主として重金属)についての測定分析を引き続き実施する(本年度の測定点は15地点)。
- イ 浮遊ふんじん汚染源の実態をは握するため、昭和45年度から実施してきた調査を、本年度は、浮遊粒子状物質の汚染寄与率をは握するための調査として実施し、過去2カ年の調査結果等とあわせて浮遊粒子状物質の発生単位を求める(本年度の測定工場は10工場)。
- (4) 工場、事業場の燃料使用状況等の実態を経年的には握するため、昭和42年度から実施している燃料使用量等の実態調査を引き続き実施する(本年度の調査対象工場、事業場数は約1800)。
- (5) 府下の河川、水路等の汚濁源の実態をは握するため、昭和45年度から実施している汚染水域の流域人口、工場その他の汚染要因についての調査を引き続き実施する。
- (6) 水産物等への重金属蓄積の実態をは握するため、昭和45年度から実施している大阪湾水域に生息する生物についての調査を引き続き実施する。

第4節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正分散および集団化の促進

工場と住宅が混在しているために発生する公害の抜本的解決策として、次のように工場の適正分散および集団化を促進する。

- (1) 公害防止事業団による工場団地造成事業を次の計画により促進する。

団 地 名	参加企業数	業 種	造成面積	造成予定価格
大阪南港自動車整備団地	70	自動車修理	8,250㎡	600,000千円
大阪南港鉄工団地	13	金属加工	30,000	1,050,000
大阪北港鉄工団地	7	〃	7,000	170,000
朝日金属工業団地	11	〃	16,700	977,000

- (2) 市町村またはその開発公社が公害防止のための工業団地造成用地を先行取得し、または工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を財団法人大阪府都市整備協会等を通じて市町村またはその開発公社へ貸し付ける。

2 都市計画の推進

計画的な土地利用と市街地整備を推進するため、現在の用途地域地区を再検討し、都市計画法の一部改正（昭和45年6月）によって変更された新用途地域地区に指定替えをする。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律、条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）および大阪府公害防止条例に基づき、いおう酸化物、ばいじん、その他の汚染物質の排出規制について、関係工場、事業場に対する取締り、指導を強力に実施する。また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の施行に即応して、本法律の趣旨の徹底を図るとともに関係工場、事業場に対する取締り、指導を実施する。

2 新ブルースカイ計画の推進

昨年10月、大気汚染因子にかかる環境基準の早期達成を目標として昭和44年度から実施しているブルースカイ計画を修正充実して、新ブルースカイ計画を策定したが、本年度は、これを次のように推進する。

- (1) いおう酸化物対策としてのブルースカイ計画第1号（大発生源106工場に対する燃料改善指導）およびブルースカイ計画第3号（中小発生源350工場に対する燃料改善指導）を積極的に推進し、対象工場に対する立入検査、改善指導を強化する。

また、主要発生源工場（28工場）に、いおう酸化物連続測定装置を設置し、テレメーターにより公害監視センターへ直結する（昨年度は15工場）。

- (2) 浮遊粒子状物質にかかる環境基準（昭和47年1月11日環境庁告示第1号）に基づき、浮遊ふんじん対策を確立する。
- (3) 公害防止協定の締結を促進する。

3 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明するため、発生源の追求、原因物質の究明および発生機構の解明に必要な調査を実施する。さらにオキシダントおよび窒素酸

化物の測定点を追加するとともに緊急時に対処するため、市町村の協力を得て、連絡体制を整備する。

4 自動車排出ガス対策の推進

自動車排出ガス中の一酸化炭素の低減を図るため、街頭での自動車排出ガスの検査体制を強化するほか、自動車の点検整備の励行を呼びかけ、高濃度排出車にはアイドリング調整の実施を勧告する。

また、府の公用車（40台）に取り付けた浄化装置の効果測定を昨年度に引き続き実施する。

さらに、主要道路における汚染調査を実施して、高濃度汚染時における自動車の交通規制および道路構造等の改善その他の方策についても検討を進める。

5 大気汚染の常時監視および緊急時措置の実施

大気の汚染状況を常時監視するため、昭和46年度末までに、固定観測局21局、自動車排出ガス固定観測局4局、移動観測局2局、鉛直分布観測局3局、広報電光表示盤局1局および緊急時情報受信局205工場をそれぞれ整備し、さらに緊急時の情報受信伝達するための無線受信機を20市町の庁舎に設置した。

また、府県境をこえる広域汚染に対処するため、兵庫県の監視網と無線によるデータ交換を行なう設備を設けた。

本年度は、さらに次のように監視体制を整備して、大気汚染の常時監視および緊急時の措置を適切に実施する。

- (1) 固定観測局を5局増設し、テレメーターにより公害監視センターへ直結する。
- (2) 既設の固定観測局のうち3局にオキシダントおよび窒素酸化物、2局に窒素酸化物の測定器をそれぞれ設置する。
- (3) 緊急時の情報を関係市町にすみやかに伝達するため、新たに箕面市ほか9市の庁舎に無線受信機を設置する。

第2節 水質汚濁対策

1 法律、条例に基づく規制

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)および大阪府公害防止条例に基づき、関係工場、事業場に対する取締り、指導を強力に実施する。

2 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川について定期的に水質測定を行なうとともに、昭和45年度に淀川右岸(摂津市一津屋)に設置した固定観測局による水質監視を引き続いて実施する。

また、大阪湾に水質調査の基準点を新たに設置し、監視体制の整備を図る。

3 下水道整備の促進

昨年度に引き続き、寝屋川北部、寝屋川南部、猪名川、安威川、淀川右岸、大和川下流および淀川左岸の流域下水道の整備を行なうとともに、国ならびに関係府県と協力して淀川流域および大阪湾に関する流域別下水道整備総合計画を策定する。

さらに、市町村が実施する下水道整備事業に対する補助金を増額し、特に神崎川沿岸の3市(大阪市、豊中市および吹田市)に対しては、神崎川の水質汚濁にかかる環境基準を本年度末までに達成することを目標に実施する公共下水道施設の整備に必要な資金を貸し付け、下水道整備を促進する。

4 河川の汚泥しゅんせつ事業の実施

河川の汚濁を防止するため、都市河川環境整備事業として、汚濁の著しい河川および将来汚濁が予想される河川を対象に汚泥のしゅんせつを行なってきたが、本年度は、神崎川、土佐堀川等について汚泥のしゅんせつ事業を実施する。

5 廃油処理施設等の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に浮遊するごみおよび沈・廃船や入出港

船舶から排出される廃油を回収、処理するため、昨年度に引き続き、堺第7区の造成地に廃油処理施設と焼却施設の建設を進める。

また、これら処理物を回収する清掃船および油回収船を各一隻建造する。

6 農林水産公害対策に関する調査研究の実施

農林水産業関係の公害対策として、昨年度に引き続き、次のような調査研究を行なう。

- (1) 農作物等の環境適応に関する調査研究
- (2) 残留農薬に関する調査研究
- (3) 家畜ふん尿処理等に関する調査研究
- (4) 漁業生産環境に関する調査研究
- (5) 古川浄化対策に関する調査研究

第3節 騒音・振動対策

1 法律、条例に基づく規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）および大阪府公害防止条例に基づき、府の取締体制および関係市町村に対する指導を強化して、関係工場、事業場等に対する取締り、指導を強力に実施する。

2 航空機騒音対策の推進

大阪国際空港周辺の航空機騒音対策として、次の諸施策を行なう。

- (1) 昨年度に引き続き、次の措置を講じる。

ア 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設の建設費に対し国と同額を補助する。

イ 航空機騒音の測定（豊中市内および池田市内）および航空機排出ガスの測定調査を実施する。

ウ 国の制度による移転補償対象者に対し、移転補償費の7割を限度として、

つなぎ資金貸し付ける。

さらに移転補償対象者が移転先の用地取得および住宅の移築等を行なうため、府の指定する金融機関から不足額について融資を受けた場合、300万円を限度として、利子補給をする。

- (2) 国に対しては、航空機騒音環境基準の早期設定、一般住宅の防音工事の助成方策、周辺地域の総合的な整備対策等についての適切な措置を要請する。

3 道路交通騒音対策の実施

道路に面する区域の環境騒音の実態を調査し、道路交通騒音低減のための諸施策について検討を進める。

4 学校防音工事の実施

航空機または自動車による学校周辺における騒音防止対策として、府立園芸高等学校および府立東淀川高等学校について騒音防止工事を実施する。

(注) 第7節2「学校等の公害防止工事に対する助成」の項参照

第4節 地盤沈下対策

工業用水法（昭和31年法律第146号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）および大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取規制を行なうため、規制地域内の関係工場、事業場に対する取締り、指導の徹底を図る。

また、昨年度に引き続き揚水量調査および沈下量調査を実施する。

第5節 産業廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理計画の策定等

本年度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づ

き産業廃棄物の処理計画を策定するとともに、事業者および市町村に対し、産業廃棄物の適切な処理を指導する。

また、昭和46年2月に発足させた大阪市との共同出資による財団法人大阪産業廃棄物処理公社の運営について昨年度に引き続き助成措置を講じる。

2 産業廃棄物処理処分事業の実施

産業廃棄物を広域的に処理するため、引き続き堺第7-3区において、次の事業を実施する。

- ア 産業廃棄物処理センター用地造成事業
- イ 海面埋立処分施設（えん堤等）整備事業
- ウ 海面埋立処分地中仕切り堤整備事業
- エ 海面埋立処分施設（検収所）整備事業

第6節 公害による健康被害の防止および救済に関する施策

1 健康被害に関する調査研究の実施

(1) 公害による健康被害の調査については、調査の方法、内容および調査結果の判断等に関し、昭和45年度から設置している「大阪府公害健康調査専門委員会」の専門的な立場からの助言を得つつ、次の調査研究を行なう。

ア 大気汚染による健康被害の実態をは握するため、昭和39年度から実施している大気汚染の人体影響に関する調査研究を引き続き実施するとともに、府下で大気汚染濃度が高い地区または今後汚染が進行すると考えられる地区（豊中市、吹田市、守口市、高石市等）の住民の健康調査を引き続き実施する。

イ 特定の工場等から排出される汚染物質等による局地的な影響を考慮し、工場周辺の住民の健康調査を引き続き実施する。

ウ 昭和45年度に設置した光化学スモッグ研究設備により、人体影響に関する調査研究として、引き続いて生体機能および免疫機能に及ぼす影響について動物実験を実施する。

エ 公害による疾病の予防および治療ならびに調査研究体制の組織的一元化を図るための調査を実施する。

オ 府下におけるPCB(ポリ塩化ビフェニール)汚染の実態をは握するため、昨年度に引き続き水道水源の水質および食品中のPCB量について調査を実施する。

カ 工場排水および都市排水等による水道水源の汚染の実態をは握するため、その水質調査を実施する。

- (2) 大気汚染が児童、生徒の健康に及ぼす影響をは握するため、府下の小学校18校を抽出して、眼科、耳鼻咽喉科および内科の疾患異常調査を昨年度に引き続き実施する。

2 保健所における公害業務の実施

各保健所における公害行政の体制を整備するため、昭和46年度までに10保健所(豊中、吹田、布施、八尾、守口、枚方、寝屋川、藤井寺、泉大津および岸和田保健所)に公害担当職員を配置してきたが、本年度は、さらに4保健所に公害担当職員を配置し、公衆衛生の立場から地域の特性に応じた各種調査、衛生教育等を積極的に実施する。

3 公害健康被害救済法の施行等

- (1) 昭和45年2月、大阪市西淀川区が、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)に基づく疾病多発地区に指定され、地区内の指定疾病患者に対し、医療費等が支給されているが、本府では、その支給事務を行なっている大阪市に対し、本年度も引き続き、医療費等の $\frac{1}{2}$ (うち国が $\frac{1}{3}$ 、事業者が $\frac{1}{6}$ を負担)、事務費の $\frac{2}{3}$ (うち国が $\frac{1}{3}$ を負担)を補助金として交付する。
- (2) 環境基準をこえる著しい大気汚染がみられ、かつ、慢性気管支炎等の有症率が公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく指定地域以上に高い地域について、同法に基づく救済制度が適用されるまでの間、これに準じた救済制度を地元市町村が実施する場合、当該市町村に対し、医療費等の $\frac{1}{2}$ 、事務費の $\frac{2}{3}$ を補助金として交付する。

第7節 公害防止のための助成

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置、改善または工場移転等を促進するため、昭和36年度から設けている中小企業公害防止資金特別融資制度について、次のように融資条件を改善する。

融資目標額	1,600,000千円
融資限度額	原則として20,000千円
融 資 利 率	年8% (昨年度8.2%)
利子補給率	中企業 年6% (昨年度5%) 小企業 年7% (昨年度6%)

- (2) 中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)による設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備資金の融資については、申込受付期間に特例を設ける等、さらに積極的な活用を促進する。
- (3) 中小企業合理化機械月賦販売制度においても、中小企業者に公害防止設備の長期月賦購入をあっ旋するとともに、今後はさらにあっ旋する機種等の指定を拡大してその公害防止策を助長する。

2 学校等の公害防止工事に対する助成

航空機騒音、自動車騒音等による被害を防止するために市町村が行なう学校、幼稚園等の公害防止工事に対し、その負担を軽減するため、市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行なう。

3 西淀川地区公害防止緊急対策に対する助成

大気汚染の著しい西淀川区の現状を改善するため、大阪市が行なう西淀川区大野川筋環境整備事業に対し、昨年度に引き続き資金の貸付け(所要資金の $\frac{1}{2}$ 以内)を行なう。

4 市町村の公害防止行政に対する助成

(1) 測定機器等の整備に対する補助

市町村が公害観測車、公害監視パトロール車および各種測定機器を整備する場合、その購入に必要な経費の $\frac{1}{2}$ 以内を補助する。

(2) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づいて事務委任をした市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

5 産業公害防止センター（仮称）の設立に対する助成

企業が排出する汚染物質の受注測定、公害防止担当技術者の養成訓練、公害防止技術の調査研究等を事業内容とする財団法人産業公害防止センター（仮称）の設立に対し補助を行なう。

第8節 公害防止技術の開発および指導

1 公害防止技術の開発

本年度は次のテーマを選び、研究を行なう。

ア 廃油および含油廃水処理方法に関する研究

イ 非用水型染色加工技術に関する研究

2 技術講習会等の開催

従来から実施している市町村公害担当職員、関係企業公害担当職員等に対する技術講習会、工場見学会等を引き続き実施する。

また、府立工業奨励館の公害防止技術相談室において、公害防止技術についての相談・指導および防止機器の性能検査を行なう。

第9節 公害の監視、検査・分析、研究体制の拡充

1 公害監視センターの拡充

公害試料の急増、大型電算機の導入等により、将来計画を勘案のうえ、昨年度から3年計画で公害監視センターの増築および設備の整備を図っているが、本年度は第1期工事を完成させる。

2 公害研究体制の整備調査

公害全般にわたる調査研究を科学的、専門的な立場から総合的に行なうため、既存の試験研究機関に検討を加えながら調査研究体制のあり方について調査する。

第10節 その他の公害防止対策

1 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室の各課および生活総務課に相談担当係を設けるとともに、府の各保健所および関係市町村公害担当部課と密接な連携を保ちながら、その処理に努めてきたが、本年度は、三島および泉南の府民センターに公害担当職員を配置して、公害に関する苦情・相談の処理機能を充実させる。

2 大阪府公害審査会の運営

昭和45年11月1日以来、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)による大阪府公害審査会を設けて公害紛争の処理に努めているが、本年度は継続中の調停事案の審査を進めるとともに、新たに調停申請のあった場合には、その事案の処理にあたる。

3 公害モニター制度の運営

昭和44年11月に発足した府公害モニター制度(原則として、府下公立中学校

区単位に1名ずつ選任、本年度は285名)を次のように運営する。

ア 担当地区の公害発生状況等に関する報告および意見を求める。

イ 研修会を実施して、公害に関する情報を提供する。

4 公害防止管理者等にかかる業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)に基づき、特定事業者に対し、本年9月10日から公害防止管理者等の選任が義務づけられることに伴い、企業における公害防止管理者等の選任および届出等が適正に行なわれるよう指導する。

5 公害に関する手びき書の作成

児童、生徒の健康管理体制の強化を図るとともに、公害に関する理解を指導するため、その指導手びき書を作成し、小、中学校および高等学校の教員に配布する。